

行動のルール

- 1 利害関係者からの贈与等に関する規制等
- 2 利害関係者以外の者等との間における規制
- 3 特定の書籍等の監修料等に関する規制
- 4 倫理の保持を阻害する行為等の禁止
- 5 1万円を超える飲食の届出
- 6 講演等・出版物への寄稿等に関する規制

1 利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。
- 供応接待を受けてはならない。
- 金銭の貸付けを受けてはならない。
- 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。
- 無償でサービスの提供を受けてはならない。
- 未公開株式を譲り受けてはならない。
- 割り勘の場合でも、一緒にゴルフ・遊技をしてはならない。
- 利害関係者に要求して、第三者に対して上記のような行為をさせてはならない。

2 利害関係者以外の者等との間における規制

- 供応接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当と認められる程度を超えた行為をしてはならない。
- 飲食物の料金等をその場の居合わせない者に支払わせる行為をしてはならない。（いわゆる「つけ回し」）

3 特定の書籍等の監修料等に関する規制

- 国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けてはならない。

4 倫理の保持を阻害する行為等の禁止

- 他の隊員が倫理法等違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受してはならない。
- 倫理審査会、任免権者、倫理監督官、上司に対して、自分や他の隊員が倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいしてはならない。
- 管理職の立場にある隊員は、部下に倫理法等に違反する行為を行った疑いがある場合には、黙認してはならない。

5 1万円を超える飲食の届出

●自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第3者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食する場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官等へ事前に届け出なければならない。

ただし、やむを得ない事情により、事前に届け出ができなかった場合は、事後速やかに届け出を行わなければならない。

6 講演等・出版物への寄稿等に関する規制

- 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官等の承認を得ることが必要である。

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビの番組への出演をいう。